

令和6年4月18日開会  
令和6年4月18日閉会

第784回湯川村農業委員会  
定例総会会議録

湯川村農業委員会

## 第 7 8 4 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 会 議 録

第 7 8 4 回湯川村農業委員会定例総会を令和 6 年 4 月 1 8 日湯川村役場に召集した。

### 1. 出席農業委員（6 人）・出席推進委員（6 人）

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1 番   | 小 沼 幸 子 | 2 番   | 佐 藤 敬 一 |
| 3 番   | 山 田 誠一郎 | 4 番   | 兼 子 房 男 |
| 5 番   | 山 口 栄 子 | 7 番   | 中 島 仁   |
| 8 番   | 高 木 伸 也 | 1 0 番 | 渡 部 正 美 |
| 1 2 番 | 吉 田 守   | 1 3 番 | 高 橋 勝 彦 |
| 1 4 番 | 中 島 和 裕 | 1 5 番 | 大 場 忠 重 |

### 2. 欠席農業委員（1 人）・欠席推進委員（2 人）

|       |         |     |         |
|-------|---------|-----|---------|
| 6 番   | 真 壁 澄 男 | 9 番 | 鈴 木 明 美 |
| 1 1 番 | 三 瓶 恵 美 |     |         |

### 3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 大 場 祐 一 永 島 真 弓

### 4. 本日の会議の案件

- 議案第 1 0 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 1 1 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
- 議案第 1 2 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

### 5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

議 長 皆さん、おはようございます。4 月も半ばを過ぎて 1 年の農作業の始まりの時期となりました。なかなか身体もついていけないとは思いますが、どうか怪我のないように元気に農作業に励んでいただきたいと思います。

議 長 本日の出席状況でございますが、農業委員については、6 番委員から欠席の報告を受けております。農地利用最適化推進委員からは、9 番委員、1 1 番委員より欠席の報告を受けております。農業委員 8 名中 6 名出席しておりますので本日の会議は成立しております。

只今より第 784 回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議 長 日程第 1、会期の決定について、をお諮りいたします。

3 番委員 会期は本日一日限りとしたいと思えます。

議 長 只今 3 番委員から「会期を本日 1 日限りとする。」提案がありました。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認め、会期を本日一日限りといたします。

議 長 日程第2、会議録署名人の決定についてをお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議 長 議長一任ということで、私の方から指名させていただきます。本日の会議録署名人に8番委員と2番委員の両名をお願いいたします。

議 長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局長 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議 長 これで会務の報告を終わります。

議 長 日程第4、議案第10号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事務局 2ページにより、議案第10号を朗読。続けて3ページを説明。

権利の種類につきましては所有権移転です。譲渡人については、[ ]にお住いの[ ]さんです。譲受人は、[ ]集落の[ ]さんです。申請地は大字[ ]番他4筆ありまして、合計で田2筆畑2筆です。合計面積は[ ]㎡です。申請内容及び契約内容ですが、設定の時期は許可の日、期間は永年、土地の引き渡し時期は、許可の日です。世帯員の農作業従事者の状況は世帯員男性2名、女性1名のうち農業従事者2名、農業補助者が1名であります。譲受人の経営面積は自作地・借入地合計で[ ]㎡でございまして、遊休農地もなく、管理耕作されており、効率的に農地を利用しています。譲受人は、専業農家であり、常時農作業に従事しております。また、農業機械については、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。譲渡人は亡くなられた[ ]さんの弟にあたり、相続した土地は本家である譲受人の[ ]さんにお返しするようご意向でございます。申請地の場所につきましては、4ページに位置図、5ページから7ページには公図を添付しており赤色で塗られている部分でございます。

議案第10号の案件につきまして、申請書及び営農計画書、現地調査から農地法第3条第2項の規定の許可審査基準の不許可の項目に該当がありませんでした。説明は以上です。

議 長 只今の事務局説明に関連して担当の委員からの報告をお願いします。

12番委員 別紙農地法第3条第1項の許可申請に伴う調査報告書を朗読して報告した。(報告内容は割愛)

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

14番委員 [ ]さんのこの土地を耕作していた方は[ ]さんなのか、もし違う方であれば折り合いがついているのか。

5 番委員 耕作者は[REDACTED]さんです。

議 長 他にございませんか。他になれば質疑を打ち切りたいと思います。ご異議  
ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。意見を徴します。

12 番委員 議案第 10 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について意見を述べ  
ます。申請する各事項は事実と相違なく、農地法第 3 条第 2 項に該当しないので許可したい  
と思います。

議 長 これより、議案第 10 号を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第 10 号農地法第 3 条第 1 項の規定による  
許可申請について、を採決いたします。

議 長 議案第 10 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを原案の  
とおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。  
よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第 4、議案第 11 号、農用地利用集積計画の決定（利用権設定）について、  
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 それでは、8 ページをお開きください。議案第 11 号、農用地利用集積計画の  
決定について（利用権設定）を議案書 8 ページにより朗読。9 ページ以降を  
説明。今回の案件は、新規が 6 件、再設定が 4 件で合計 10 件であります。  
整理番号 1 番からの内容の詳細を説明し、最後に旧農業経営基盤強化促進法  
第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えを述べた。

議 長 議案第 11 号整理番号 2 番については、8 番委員が借受人となっている事案で  
ありますので、先行して審議・採決を行いたいと思います。ご異議ございま  
せんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。8 番委員は、退席をお願いします。

議 長 これより整理番号 2 番に対しまして担当委員が補足説明があればお願いいた  
します。

議 長 これより整理番号 2 番に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。

(意見なし、の声)

議 長 これより議案第 11 号、整理番号 2 番の農用地利用集積計画の決定について  
（利用権設定）を採決いたします。

議 長 議案第 11 号、整理番号 2 番の農用地利用集積計画の決定について（利用権設

定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 8番委員の入室を許可します。ここで5分間休議いたします。

( 休 議 )

議長 会議を再開します。議案第11号、整理番号2番以外の案件に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

2番委員 整理番号10番の案件ですが、年齢的にはまだ大丈夫だとは思いますが、今使っている機械が古くなっており、新たに購入する予定がないとのこと。身体状況についても少しガタがきているそうです。息子さんはいますが、こちらにはおらず農業をやるかどうか分からないため、今回耕作してもらうこととなりました。

5番委員 整理番号1番が担当集落であるため、補足いたします。お父様は96歳であり、5～6年前から自分の田んぼを徐々に手放したいと話しておりました。

議長 これより議案第11号、整理番号2番以外に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番委員 整理番号4番の貸付人の住所が[REDACTED]となっているが、どこの集落出身か。

議長 確認させていただいて次回皆さんにお伝えしたいと思います。

15番委員 利用権設定書類の中に捨印のない書類があるため、整えた方が良く考えます。

事務局長 資料につきましては整えておきたいと思います。

議長他にございませんか。他になれば質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 質疑を打ち切ります。意見を徴します。

12番委員 議案第11号、整理番号2番以外の農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも事実と相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致しているので、原案のとおり決定したいと思います。

議長 これより、議案第11号、整理番号2番以外の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第11号、整理番号2番以外の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決いたします。

議長 議案第11号、整理番号2番以外の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第4、議案第12号、農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局

それでは、20 ページをお開きください。議案第 12 号、農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）を議案書 20 ページにより朗読。今回の案件につきましては 3 件です。21 ページをお開きください。整理番号 1 番です。所有権の移転をする者は、■■■■集落の■■■■さんです。所有権の移転を受ける者は、福島県農業振興公社です。所有権を移転する土地は、大字■■■■と大字■■■■の 2 筆ございまして合計面積は■■■■㎡です。所有権の移転の内容は、利用目的は水田として利用、所有権の移転時期につきましては、令和 6 年 4 月 23 日、対価は■■■■円です。10 アールに換算しますと■■■万円となります。対価の支払い方法は一括払いで口座振り込みとなります。対価の支払期限及び引き渡しの時期は、いずれも令和 6 年 6 月 28 日となっております。なお、中間管理事業に係る手数料として 1 %の■■■■円が差し引かれて振り込まれます。価格等につきましては、3 月 11 日に農地利用調整会議を開催し、5 番委員、10 番委員の立ち合いの下、譲受人及び福島県農業振興公社職員、購入を希望されている方にお集まりいただき、協議決定した価格でございます。■■■■さんの相続人が会津にいないため、土地を処分したいというご意向でございます。場所につきましては、22 ページに位置図を添付しておりまして、赤色で塗られている部分が今回公社に売り渡される農地です。整理番号 1 番の説明は以上です。

続きまして、23 ページをお開きください。整理番号 2 番です。所有権の移転をする者は、■■■■集落の■■■■さんです。所有権の移転を受ける者は、福島県農業振興公社です。所有権を移転する土地は、大字■■■■の 1 筆で面積は■■■■㎡です。所有権の移転の内容は、利用目的は水田として利用、所有権の移転時期につきましては、令和 6 年 4 月 23 日、対価は■■■■円です。10 アールに換算しますと■■■万円となります。対価の支払い方法は、一括で口座振込となります。対価の支払期限及び引き渡しの時期は、いずれも令和 6 年 6 月 28 日となっております。なお、中間管理事業に係る手数料として 1 %の■■■■円が差し引かれて振り込まれます。価格等につきましては、3 月 11 日に農地利用調整会議を開催し、5 番委員、10 番委員の立ち合いの下、譲渡人及び福島県農業振興公社職員 1 名、購入を希望されている方にお集まりいただき、協議決定した価格でございます。場所につきましては、24 ページに位置図を添付しておりまして、赤色で塗られている部分が今回公社に売り渡される農地です。整理番号 2 番の説明は以上です。

続きまして、25 ページをお開きください。整理番号 3 番です。所有権の移転をする者は、■■■■集落の■■■■さんです。所有権の移転を受ける者は、福島県農業振興公社です。所有権を移転する土地は、大字■■■■の 1 筆で面積は■■■■㎡です。所有権の移転の内容は、利用目的は水田として利用、所有権の移転時期につきましては、令和 6 年 4 月 23 日、対価は■■■■円です。10 アールに換算しますと■■■万円となります。対価の支払い方法は、一括で口座振込となります。対価の支払期限及び引き渡しの時期は、い

ずれも令和6年6月28日となっております。なお、中間管理事業に係る手数料として1%の[ ]円が差し引かれて振り込まれます。3月11日に農地利用調整会議を開催し、4番委員、12番委員の立ち合いの下、譲渡人及び福島県農業振興公社職員1名、購入を希望されている方にお集まりいただき、協議決定した価格でございます。場所につきましては、26～27ページに位置図を添付しておりまして、赤色で塗られている部分が今回公社に売り渡される農地です。整理番号3番の説明は以上です。

なお、議案第12号整理番号1番、2番、3番いずれも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。  
4番委員 質疑ではないが、3月定例総会の[ ]の件や今回の議案第11号の整理番号2番・3番の件も、圃場整備における影響であると考えます。本来であれば1筆ごとに進入路、水口、尻水口、分割畦畔をつけるべきであります。筈川地区においてはなされていないため、これからこのような案件が出てくると考えられます。勝常地区においても分割はあるが、なるべくしないように実施し、やむを得ない場合は進入路、水口、尻水口、分割畦畔、移動畦畔などの補完工事によりケアしてきました。

議長 筈川地区においては1筆に複数の所有者がいることが確かにございます。今後も所有権移転や売買の議案として挙がってくると思いますが、その時は皆様のご意見をいただきながら採決していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長 他にございませんか。他になれば、質疑を打ち切りたいと思っております。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。意見を徴します。  
12番委員 議案第12号農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも事実と相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致しているもので、決定したいと思っております。

議長 これより議案第12号農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）を採決したいと思っておりますがご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第12号、農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）を採決いたします。

議長 議案第12号、農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第784回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第10号 原案のとおり決定

議案第11号 原案のとおり決定

議案第12号 原案のとおり決定

議長 全議事の終了を告げ、令和6年4月18日午前10時10分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和6年5月24日

湯川村農業委員会

会 長

8 番 委 員

2 番 委 員